

通勤・通学等の経路

児童氏名

保護者氏名

保護者等記入欄				区記入欄
区間	通勤等の方法		所要時間	
1	居宅	⇒	分	
2		⇒	分	
3		⇒	分	
4		⇒	分	
5		⇒	分	
6		⇒	分	
7		⇒	分	
<p>※入会審査時に区の基準に基づき、再計算を行う場合があります。 詳しくは裏面をご覧ください。</p>				

- ・通勤経路は居宅から事務所等(事務所、学校・職業訓練施設、看護・付添い先)まで記入して下さい。
- ・通勤の順路に従い、徒歩、自転車、オートバイ、自動車、〇〇鉄道〇〇線、〇〇バス、等の別を記入して下さい。
- ・単身赴任の方は、「通勤・通学等の経路」の提出は不要です。

申請者の方へ

この書類は、保護者等の状況が「就労」「就学または技能訓練」「看護・付添い」の場合にご提出ください。
ただし、居宅と事務所等(事務所、学校・職業訓練施設、看護・付添い先)が同一所在地の場合には必要ありません。

通勤・通学等に要する時間については、下記の区基準により、実態に即した経路をご記入ください。

- ①通勤・通学等の時間は、居宅と事務所等(事務所、学校・職業訓練施設、看護・付添い先)の間の通勤等に要する時間です。
- ②居宅と事務所等の直行経路の時間(保育園の送迎や買物、駐輪場・駐車場の往復にかかる時間は含まない)とします。
- ③徒歩の場合は、1kmにつき20分(時速3km)とします。
- ④自転車の場合は、1kmにつき10分(時速6km)とします。
- ⑤自家用車、オートバイの場合は、1kmにつき4分(時速15km)とします。
- ⑥公共交通機関(電車・バス等)利用時間は、乗り換え時間を含む時間とします。

記入例

保護者等記入欄				区記入欄	
区間	通勤等の方法		所要時間		
1 居宅	から	自転車 ⇒	東大泉高校前バス停 まで	15 分	<input type="text"/>
2 東大泉高校前バス停	から	〇〇バス ⇒	大泉学園駅〇〇口 まで	13 分	<input type="text"/>
3 大泉学園駅	から	西武池袋線 ⇒	池袋駅 まで	21 分	<input type="text"/>
4 池袋駅	から	東京メトロ丸の内線 ⇒	大手町 まで	18 分	<input type="text"/>
5 大手町	から	徒歩 ⇒	〇〇株式会社本社 まで	10 分	<input type="text"/>
6					<input type="text"/>
7					<input type="text"/>
					<input type="text"/>

通勤の順路に従い、居宅から事務所等までを記入してください。
(「居宅からバス停」「駅から事務所」などを省略せず記入してください)。

公共交通機関を利用している場合、路線名や駅名・バス停名を正確に記入してください。